

平成31年度助成金募集要領

1 趣旨

山口県内の青少年の健全育成を図るため、民間の団体等が行う活動に対して助成します。

2 助成対象者

山口県内を主たる活動の本拠とし、青少年団体及び青少年、青少年団体を育成しようとする民間の団体、グループ、実行委員会等（以下「団体」という。）とします。

3 助成対象事業及び対象経費

青少年の健全育成を目的とする各種研修活動と国内外の交流活動を対象とします。ただし、次の事業は助成の対象になりません。助成の対象経費の概要は別表のとおりです。

また、事業費の全額を当財団の助成金だけで賄う事業は対象としないので、全体事業費の10%～20%程度の自主財源（会費、負担金等を含む。）を確保してください。他団体助成金と重複して申請することは可能です。

- ① 営利を目的とする事業、営利法人が行う事業
- ② 特定の宗教活動、政治活動又は商業活動の宣伝を意図する事業
- ③ 職域内又はグループ内を対象とする事業（親睦のための行事など）

4 助成対象期間及び申請期間

(1) 助成対象期間は、平成31年4月1日から翌年3月31日までに実施される事業。

1回限りの単発事業のほか、例えば、毎月定期的に実施するような通年事業も対象となります。

(2) 申請期間は、平成31年2月1日から平成31年4月20日（必着）まで。ただし、申請状況等を勘案の上、追加募集する場合は、ホームページ等でお知らせします。

5 申請の回数

(1) 公益法人の助成事業は、不特定多数の者の利益の増進に資することを基本としている観点から、同一内容の事業の申請は、原則として3回（3年度）までとします。

(2) 同一内容事業の有無にかかわらず、3回を超える申請の場合は、予算及び全体の申請状況に照らし不採択又は減額査定する場合があります。

6 助成金額

当財団の予算の範囲内で1事業につき上限10万円とします。ただし、いわゆる「公共的団体」（青年団、青年会議所、子ども会育成連絡協議会など）が団体本来の目的を達成するために行う事業及びスポーツ少年団並びにこれに類する団体（スポーツクラブ等）に係る事業は1事業につき上限5万円とします。

7 応募の方法

助成金を希望する団体は、別紙の「助成金交付申請書（第1号様式）」に必要書類等を添付の上申請してください。申請書は、記入ミス、記入漏れ等がないよう、別紙の「申請書記入例」を参考にして作成してください。手書きでも構いません。

申請書式等は、直接請求するか、当財団のホームページでダウンロードしてください。

8 選考方法及び結果通知

5月中旬ごろに開催する当財団の助成金審査委員会で審査し、採否と助成金交付決定額をお知らせします。

9 助成事業の表示

事業実施に当たっては、ポスター、チラシ、プログラム等に当財団の助成事業であることを表示してください。

10 事業実績報告

交付決定通知を受けた事業については、事業実施（完了）後1か月以内に「事業実績報告書（第2号様式）」「助成金精算払請求書（第3号様式）」を一緒に提出してください。ただし、2月、3月に実施される事業（通年事業を含む。）については、3月20日までに提出してください。

なお、事業完了後、当財団理事会において事業の成果等について報告を求める場合がありますので予め承知願います。

別表 助成の対象経費

科 目	内 容
報償費（謝金）	講師・指導者・司会者等（以下「講師等」という。）への謝金
旅費	講師等の交通費、宿泊費
備品費	活動に必要な楽器、映像機器、事務机・椅子、パソコン、工具等
消耗品費	看板製作費、文房具、パネル等
印刷製本費	資料、プログラム等の印刷・コピー、写真プリント代等
通信運搬費	電話代、ファックス代、切手・ハガキ代、宅配メール便等
光熱水費	水道代、電気代、燃料代等
使用料	会場設営費、会場使用料、リース料、レンタル料
保険料	傷害保険料等

資料請求・問い合わせ先等

- 資料請求

〒753-0064

山口市神田町1-80 防長青年館

公益財団法人 河村芳邦記念青少年育成財団

- 問い合わせ先

常務理事兼事務局長 湯田克治

Tel/Fax 083-928-1411 携帯 090-9061-6177

E-mail k-yuda@c-able.ne.jp

- ホームページ

<http://kawamurazaidan.com/>